

二 軍部の反戦運動対策

資料51

日本陸軍の軍紀および風紀(抄)

(一九四二・一二・一七)

日本陸軍の軍紀および風紀(特別訳出第七六号)

米國太平洋艦隊司令部
太平洋戦域総司令部
(配布先一覽省略)

一九四五年七月七日発行

ここに送付する特別訳出第七六号は、受領の報告をする必要はない。また、もはや利用価値なきに至った時は焼却すべし。その場合、焼却を報告する必要もない。

M. Legendre (署名)

(総司令官の命により)

編者注

本資料は日本陸軍が抱える軍紀および風紀上の多数の問題点に関する包括的報告であり、全体は四つの部分に分かれている。

一、第一部は兵による上官に対する犯罪の問題を取扱っている。

入念に作成した図表によって、この種の犯罪の類型とその件数が明らかにされている。例えば、件数の年次別・地域別・階級別の比較

および犯罪動機の種類が行なわれている。この作業で得られたひとつの結論は、日本人は酒に酔いやすい傾向があるということである。

二、第二部は軍内部の共産主義と(特に中国での)敵方への逃亡という二つの関連した問題を取扱っている。軍内での共産主義と共産主義者の戦術の発展につき、簡単な歴史的解説を付しており、具体的事例もあげられている。そのうちでも特に中国の共産軍へ逃亡した日本人兵士の事例は注目に値し、その多くが中国人から教化を受け、宣伝活動を実行するために原隊に送り返されていることがわかる。

三、第三部は軍民間の軋轢の問題を取り扱っている。この問題の原因は、軍部が民間人に対して高飛車で傲慢な態度をとっていることにあるものようである。

四、第四部は(主として財政・会計上の)犯罪について記したものであるが、この問題は恐らく上級の将校が軍紀粛正の努力を怠ってきたことにあるものようである。実例が多くあげられている。

以上、総じて本資料は不満についての調査であって、特に心理戦の問題に関心のある者にとっては何程かの価値があるう。

陸密第三八三三号

陸軍部内における軍紀および風紀に関する調査報告

第六および関連事項配布の件

陸軍省副官 川原直一

配布先 全陸軍部隊

別紙文書を教育訓練上の資料として送付する。
報告書第六 陸軍部内の軍紀および風紀

内容目次

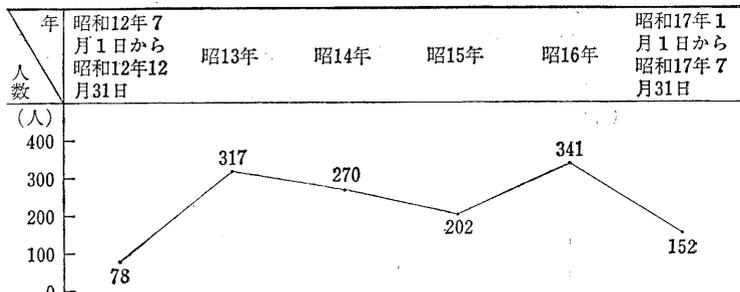
- 一、大東亜戦争勃発以降の上官に対する犯罪
- 二、支那事変以降の陸軍内共産主義者の活動および逃亡
- 三、軍民間の軋轢を生ぜしむる要因（省略）
- 四、将校の任務怠慢に起因する犯罪および非行（省略）

(一) 概況

昭和十七年一月より七月末に至る期間の軍隊内における上官に対する犯罪（抗命、暴行、殺人、傷害、侮辱）は憲兵隊により探知もしくは掌握されており、その発生件数は一二六件、延べ一五二名であった。図一でみるごとく、支那事変初頭以降の全体状況と比べても、この時期はまだ樂觀視できると判断しうる。しかし今日銃器の使用、集団犯罪、直屬上官に対する反抗など軍紀上の見地からしてきわめて深刻な反抗が頻発している。さらに兵の犯罪が減少したのとは対照的に、下級将校、准士官、下士官による犯罪が増加している。こうした状況は憂うべきものがある。この種の犯罪は発生件数のみによって単純に判断できない性質のものである。長期戦においては、兵士の心理状態を調査する機会が数多くある。すべての階級の将校はこれら犯罪の原因を発見し、また兵士に対する指導力と管理能力を一段と向上すべく努めなければならない。

(二) 近時上官に対する犯罪の特徴
昭和十七年七月末までに発生した上官に対する犯罪は、その発生

図1 陸軍全体における上官に対する犯罪
(支那事変以降 昭和12年7月-昭和17年7月)



※この図には昭和13年に熊本陸軍病院で発生した292名にのぼる反抗事件を除外した。

場所と内容によって次の表の如く分類される。上官に対する暴力による脅迫（集団的反抗と銃器による反抗を含む）は最も多く七一名に達した。上官の殺害あるいは傷害が次に多く四五名であった。こ

これら犯罪件数のうち関東軍で発生したものが最高であり、次いで内地の順であった。

地域区分	昭和十二年―昭和十七年に発生した犯罪内容と地域区分	
	犯罪内容による分析	将校に対する暴行脅迫を傷害および殺害する上官に対する侮辱
内地	一三	一九
関東軍	二	一八
華北	四	一四
華中	一	一三
華南	一	一
南方地域	一	七
合計	二〇	七一
	四五	一六
	一五二	八
	合計	計

* 集団犯罪と銃器使用による犯罪を含む

これらの犯罪における特徴は以下の通りである。

イ 集団犯罪

この期間における上官に対する集団犯罪は、

- a 反抗 二件 四名
- b 暴力による集団脅迫 一件 一名

合計 一三件 三三名

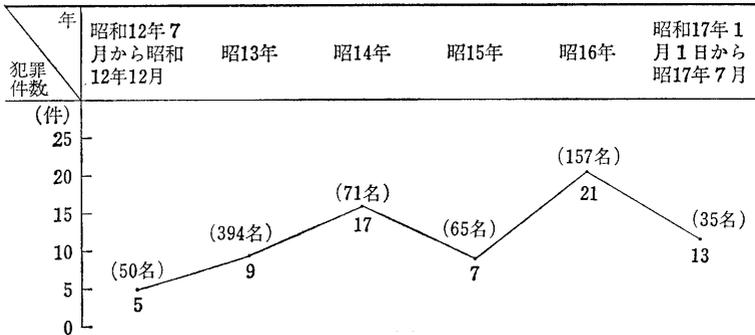
地域別分類

- a 内地 三件 六名
- b 関東軍 五件 一四名
- c 華北 一件 四名

- d 華中
- e 南方地域

- 三件 六名
- 一件 五名

図2 昭和12年7月の支那事変勃発から昭和17年7月までの上官に対する集団犯罪件数（陸軍全体）



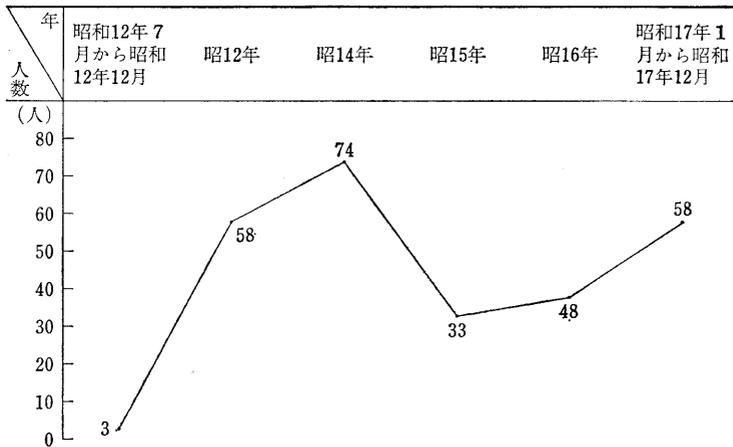
- 三件 六名
- 一件 五名

である。ここから最も発生頻度が高いのは関東軍であることが判る。支那事変以降の各年のうちで、昭和十三年と昭和十五年が犯罪数において特出している(図二)。

ロ 銃器の使用による犯罪
この期間の銃器の使用による犯罪は次の通りである。(犯罪の内容による分類)

- a 上官に対する殺害または殺害未遂 六件 六名(内四件は華北)
 - b 銃器による上官傷害 二二件 二三名(関東軍での一三件を含む)
 - c 銃器を使用した集団による将校への傷害 三件 八名(すべて関東軍)
 - d 上官に対する銃器の使用による暴行脅迫 一七件 一七名(華北での六件を含む)
 - e 上官に対する銃器の使用による集団暴行脅迫 二件 四名(すべて華中)
- 合計 五〇件 五八人
- 地域別に分類したこれらの犯罪は以下の通りである。
- | 地域 | 発生件数 | 犯罪参加者数 |
|------|------|--------|
| 内地 | 五件 | 五名 |
| 関東軍 | 二〇件 | 二六名 |
| 華北 | 一二件 | 五名 |
| 華中 | 一〇件 | 一二名 |
| 華南 | 一件 | 一名 |
| 南方地域 | 二件 | 二名 |

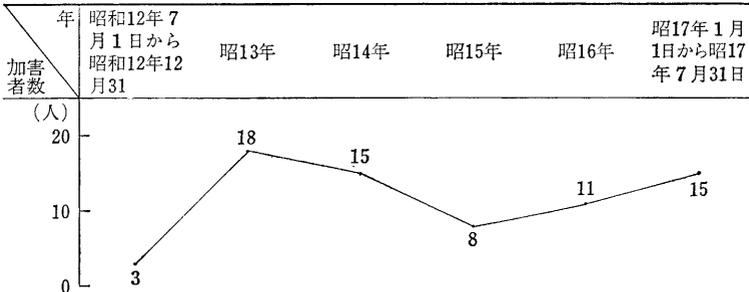
図3 支那事変以降の上官に対する武装犯罪者の総人員(陸軍全体)



合計 五〇件 五八名
支那事変以来の概況に比して注目すべきは、大東亜戦争勃発以降に事件発生の上昇が著しく増加があったことである。(図三参照)

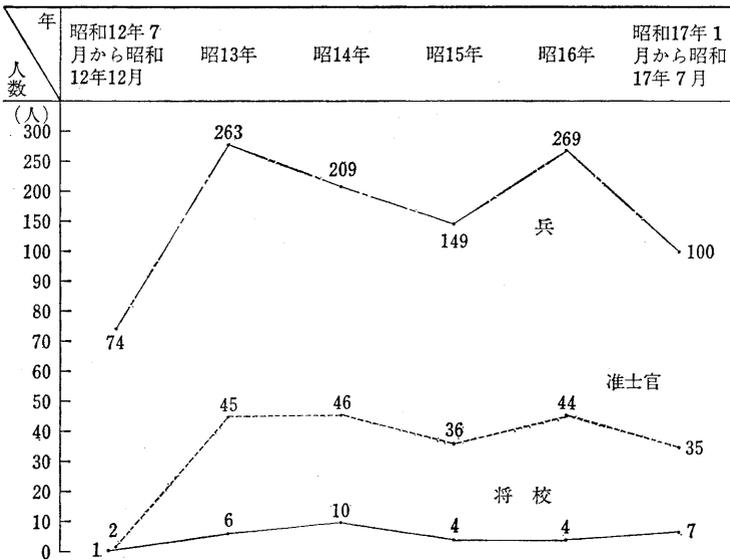
※1. 銃器使用による上官殺害または殺害未遂を含む。
2. 陸軍刑法の改正以前に発生した犯罪と新しい刑法下の犯罪との区別はない。

図4 支那事変開始以降の直属上官に対する犯罪件数
(昭和12年7月1日-昭和17年7月31日)



※この図は直属上官に対する殺害、傷害、暴行、侮辱の件数を含む。

図5 加害者の階級別の上官に対する犯罪件数の年度別比較
(昭和12年7月-昭和17年7月)



し、人心を惑わした。しかしながら日清・日露戦争当時においてはこれらの思想はしっかりと根付いてはいなかった。それにも拘ら

ず様々な事件の影響によって国民はそれらの思想への関心を漸次強めていくところとなったばかりでなく、これらの思想については個人主義や資本主義の形成に一役かった。平民に対する尊敬の念は、一方で権威に対する軽蔑の念を伴いながら成長し、ついには社会的混乱をもたらした。さらにこうした環境で内地にあった軍人は、軍隊生活における規律を時には完全に忘却してしまつた。短期間しか訓練を受けなかつた者や訓練を受けなかつた者は、軍の規律が軍事組織に不可欠で根本的に異質の性格を有していることを理解しない。その結果彼らは軍隊生活を嫌悪すべき圧迫とみなし、不平不満を増大させて、規律を破るに至る。初期の予備兵や転属要員それに輜重兵の反

あいに比較的多数の反

抗者の在ることが以上の事実を証明している。

上官に対し反抗を行なった者の犯罪原因に関する口述書を調べてみると、彼らの考え方ははっきりと知ることができる。たとえば、「故郷に帰ればお前なんかチンピラだ」、「上官が部下を殴っても構わない」という規則があるのか、「一本すじや二本すじの金すじでいばるんじやないぞ」と。明らかにここに引用した口述は、兵士達の気持を表わしている。

b 日露戦争当時一般的には中学校程度の教育を受けた兵士は皆無と言つてよかつた。一つの部隊に通常二、三人以上の中卒者はいなかつた。しかしながら現在では国民の教育の平均水準はかなり向上し、中学校もしくはそれ以上の学校の卒業者が入隊している。さらに一般の兵士も青年学校、夜間学校、出版物等を利用して学力、能力を向上せしめている。多くの者は、自分が准士官と比べてすぐれているのではないかと考えている。一般国民の誤てる態度にならつて、彼らは万事につけ批判的な習慣を身につけることになつた。その結果、控え目に言つても彼らは尊大であり、直属上官である下級将校に対し優越感を抱くに至っている。彼らは上官の敬礼の仕方や歩調のとり方について毎度批判することになる。将校が適切でない行為でもしよものなら、彼らは密かにその将校を軽蔑するのである。そうした態度が抗命や軍の紀律違反を生み、それが漸次増加していつてしばしば犯罪となるのである。このため、将校と下士官の軍事的能力、教育、常識が改善され、軍紀を高い水準で保持するための訓練の必要性が認識されねばならない。

- ロ 年齢に比して階級が大きく隔絶していることに基づく原因
 a 我国の一般社会では年長者に対し敬意を持つのが慣習である。

この感情は犯罪原因と深い関係がある。兵などの階級にある者、特に召集兵や予備兵はこの社会的慣習を身につけており、彼らは軍隊内での階級の高さと年齢の不調和をひどく気にかけている。階級制度が彼らを困惑させ、それが不満の原因となり、重大な紀律無視の言動や行為という結果をもたらしている。彼らのうちのある者はその不満を発散させる機会を一度得たならば、上官に対する許しがたい犯罪を犯すに至るのである。

彼らは、反抗時に次のような言動を行なっている。「お前などヒヨッコじゃないか」「お前は、ほんのこの前まではただの見習士官だったじゃないか」「お前は二三歳だが、俺は三四歳だ。お前はほんの子供だ」「文句を言う前に、お前のような若輩はもっと一所懸命に働け」といった侮辱的な言動によって、彼らは自らを慰めたのであつた。こうした言動の当然の帰結が暴力行為となることは容易に予測できよう。

b 現役将校、特に士官学校を卒業した将校には年齢に不相応な階級を与えられている。そこに彼らに向けられる暴力行為の一つの理由がある。

下士官の間では現役、予備おしなべて、侮辱や反抗の原因は極めて多種多様だが、おそらく相当数が年齢に不相応な階級が将校に与えられていることから発生している。次のような言動に注目しておく必要がある。「お前は俺と同年兵だ。俺はお前を幹部候補生殿と呼べるか」「お前がただの新入だった時、俺は古兵だったのだ」「お前の尻などまだ青い」

- ハ 上官の性向、訓練、活動上の欠点
 a 上官が人事問題や任務分担について不公平な処置を講ずれば

恨みを買ふことになる。また部下が多くの問題で、上官が自分に偏見を抱いていると信じるならば敵意を生み出すことになる。そうした事実によって将校は上官として無能力を露呈し、指揮官としての資格を欠いていることが認識されることになる。欠点のある将校は常に用心しなければならぬ。部下に敵意を抱かせている徴候を見出したならば、将校はただちに従来態度を顧み、そのような従来態度を改めるべきである。

多くの将校、准士官、下士官が高潔な人格を有し、部下の絶対的信頼と服従と尊敬を受け、深く敬愛されていることを考慮すれば、将校に対する深い怨恨を部下の悪意のみに帰することはできない。部下の犯罪の犠牲になる以前の上官の態度や指揮が将校にふさわしいものであったかどうか、あるいは彼が部下に対しどなったり、罵詈雑言を浴せたり、乱暴をふるったり、殴打を加えるなど苛酷な行いをしなかったかどうかを調査する必要がある。こうした状態は憂慮すべきものである。このことは、将校の平常の指揮に嫌疑を向けさせるものである。そうした犯罪の隠れた原因を追求するならば、上官たる将校の短気、罵言、殴打が、犯罪原因の一半をなしている結論せざるを得ない。

b 戦闘中の臆病な行為、義務の怠慢、常時劣悪な指揮振り等、指揮官たる下級将校の軍事的能力の欠如は部下の信頼をこわす。他の面で将校の行為が可であるとしても彼らは部下の服従を強要し得ないし、尊敬を受けることもできない。彼らは、あらゆる機会をとらえて侮辱されるに至る。

将校が軍事的習練を欠いているならば、彼の命令がこの上なく厳密なるものであったとしても、行動よりも前に議論が始まることに

なる。もし将校が哀願口調を用いるならば、部下たちは将校が意図したものや別のものがそこにかくされていると考えてしまう。そして軍紀は乱れ、上官は侮辱される。

将校のうちには、自ら率先して女郎屋に出かけ、遊び廻り、部下ともども酔っぱらい、喧嘩に加わるものがある。そうした者たちが部下から暴行を受けるのはきわめて当然だと言っても過言ではない。そのような将校は反抗を助長していることになる。

c 若い将校の側での指導力や監督能力の欠如は、軍紀に影響を及ぼす。こうした能力の欠如は、反抗を犯す機会を与えることになり、時として犯罪の原因となる。

ニ 飲 酒

明らかに酒はしばしば犯罪の原因もしくは動機となる。第一に酔いは日頃の怨恨を増大させる。このようにアルコールは人を大胆にさせ、前々から企図された反抗に踏み切らせる。

第二に、今日周知のように酒席は犯罪を生ぜしめる喧嘩の場となっている。アルコールが犯罪の原因となることは周知のことである。少なくとも犯罪件数全体の六七・五パーセントにアルコールが絡んでおり、犯罪とアルコールとの間の深い因果関係を示している。軍紀確立の見地からみて、アルコールに充分留意する必要がある。

四 上官たる士官に対する犯罪を防止する方法

イ 指揮官たる高級将校の指導力、監督能力、判断力向上の必要
a 他の反抗と異なって上官に対する公然たる反抗は突然起こりがちであるが、普通その予兆があるものである。指揮官たる高級将校は、部下の軍紀弛緩の徴候を見出したと考えるか、あるいは、指導者としての資質を欠いていると判断するならば、問題が発展する

前にできる限りの善後策を講じなければならぬ。確たる軍紀と団結心のある部隊では、上官たる将校に対する犯罪は決して生じない。しかしながら指揮官たる立場上、不平不満を耳にすることができずであるにも拘らず、問題の存在に気づかないか、あるいはまたそれを知らないために不満を無視してしまう高級将校がいる。問題が相当深刻になって初めて彼らは処置を講じようとする。予備役の隊付将校や中隊長のうちに、こうした軟弱な者が多い。このため、多くの犯罪は、内地などに駐屯している後備部隊もしくは後備軍において発生するのである。切迫した問題を察知することは可能であるし、軍隊が国家生存のための戦争を戦い抜いているのであるから、こうした状態を改めることは極めて緊要なことである。

b 部隊指揮官たる高級将校はこの種の犯罪を未然に防止するために、以下の点に注意を払わねばならない。

- (1) 下士官や兵間の傾向。不平不満の声、上官たる将校への批判を意味する発言、あるいは憤懣や悲嘆の声には注意すべきである。
- (2) 部下に対し上官が苛酷あるいは不公平な態度を示す場合。
- (3) 将校がだらしのない性格である場合。

(4) 兵が乱暴、常時酒乱症でだらしのない性格である場合。

そのような事例に留意し、その場合には、正規の手つづきを経て上申せよ。適切な処置を講ずることによってあらかじめ問題の発生を防止することが一般に可能であると信ずる。

c はじめて犯罪を犯した時に、指揮官として適任の将校にめぐまれなかったために、累犯を重ねた者が全体の一〇パーセントかそれ以上の割合で存在する。

そうした事例の根本には、上官たる将校の判断が当初から不適切

であったか、もしくは問題の存在に気づく時期を失ってしまったことなどに見られる指導性の欠如が往々見られる。上官の指導が適切なものであったならば問題は防止できたか、もしくは、一件だけの事件発生に食い止めることができたであろう。

ロ 下級将校の能力向上の必要

a 若い将校は能力不十分の故に、部下を指導し統制する自信が欠いており、そのため権威を失墜せしめる。その結果部下から侮られる。このことが上官たる将校に対して犯された犯罪の原因であったという実例は無数にある。将校のなかでこの弱点をもつのは予備役中少尉であり、准士官のなかでは予備役と現役の一部である軍曹と伍長である。

b 予備士官学校の卒業者は経験はないが、以前に卒業した将校よりもすでにかなり昇進している。彼らは将来において向上を図らねばならない。中尉として卒業したものは向上を図り、少尉や中尉で欠点のある者は系統的に排除しなければならない。

c 下士官の能力を向上するうえで次の点に注意が払われよう。下士官候補者学校を卒業した下士官は、概して優秀である。しかしながら、彼らは戦時に必要な下士官全体の極めてわずかな部分を占めているだけであるから、彼らは中核というにとどまる。

下士官の間には大きな差異がある。優秀な者もいれば、劣等の者もある。とりわけ兵員の異動転属時に彼らの間で争いが生じる。人事問題の処置に関する不公平についての大概の不満は、このことが原因である。今後、この種の異動、転属には十分に注意を払う必要がある。

ハ 在郷軍人の軍紀風紀は厳格でなければならない。今日の在郷

軍人は、国内の社会的腐敗に感化される。彼らは軍人精神、とりわけ任務を通じて教えこまれる紀律を忘れる。彼らはすぐに悪習に染まり、ついには紀律弛緩に陥る。この状態は特に短期間の訓練しか受けていない補充要員と輜重兵の間に広がっている。要するに、将来の戦争に備えるためには国民の決意を強固にし、そして予備兵の訓練と指導により多くの注意を払うべきである。

ニ 将校による私的制裁は排除しなくてはならない

私的制裁は指揮官たる将校の命令や指令によって従来も厳しく禁止されてきたが、そうした制裁は相当頻繁に行なわれてきた。

下級将校の一部は、私的制裁が横柄な兵を思いのままに動かす唯一の方法だと信じている。合法的な刑罰や度々の警告でなく、厳しい私的制裁のほうが最もわかりやすい軍隊のやり方だと考えている。下士官が多くいる。将校が兵を殴打するくらい根性がなければ、彼は指揮官たる将校として不資格だとする考えが広まっている。我軍内のこうした無秩序状態においては、上部からの指令も上官の注意も良い結果を生み出すことはないであろう。

上官たる将校は公平でなければならぬ。上官は公然と刑罰を科すべきである。些細な反抗が重罪であるかを問わずけっして自分だけで処罰してはならない。今日の意識が高くなっている下士官は私的制裁をひどく恨む。結局、そのような行為は階級間の隔りを広めてしまうこととなる。

指揮官たる将校自らが実際に罪を犯す限り、私的制裁が、諸階級のあいだで根絶されることがないのは確実である。

上官に対する反抗者の大部分が将校の処罰方法を恨み、彼らの一部は、私的制裁を受けるときに突然反抗することを考慮するならば、

将校に対する犯罪の大部分が私的制裁への怨恨のせいであることを理解することは困難なことではない。

自分自身で制裁を加えた将校は、酔態にある者と異常な暴力癖のある者とに区分されるにちがいない。そうした性質ある将校に対し部下がどうして従順で忍耐強く服していられようか。反抗は当然である。あえて言えば、そのような将校は他の将校に対する犯罪を助長するのである。

ホ 飲酒の悪影響への対策

a 飲酒は兵士達に快適な気分を与える。すなわちそれは兵士にとり唯一の慰めであるので、軍隊の成果と飲酒とはじつに密接に関連している。しかしながら過度の飲酒の害はすでに記した通りである。日露戦争後ロシアの軍隊は、飲酒が敗北の重要な原因であったとして飲酒を禁止した。この事実はその危険のほどを示している。

b 飲酒は日本国民の間で広く行きわたった慣習であるにせよ、アルコールにまつわる好ましさからざる事例はきわめて多い。たとえ宴会での飲酒で少なくとも二、三人の者が酔態を呈してはじめてその催しは成功とされる。また家庭においてさえ訪問客を酒に酔わせるのが最高の歓待とされる。そこではどんなに暴力的で乱暴な言動や態度をとっても酒席のうえで無礼講として扱われる。この種の慣習に親しんできた成年や在郷軍人はこの慣習に入隊後苦しめられることになる。彼らは入隊後しばしば限度を越えて飲み、紀律違反を犯すことになるのである。

c この好ましさからざる事態を根絶するため節酒の厳しい強制が、飲酒の禁止に先立って追求されるべきであり、酔っ払いは厳しく罰すべきである。また宴会の際や家庭でアルコールを無理に強いるの

も道徳的には好ましくない。いくつかの具体策は以下に示す通りである。

(1) 未成年者の禁酒を厳格に実施すること。犯罪処罰憲兵隊規則によって禁止が決められているはずにも拘らず、多くが違反している。
 (2) 成年に達した若い人々による飲酒の助長と誘惑をできる限り排除すること。ある特定の地域の青年がどのようにして酒を飲み始めるかに関する調査において、ほとんどの場合年長者に責任があることが判明している。

(3) 酒保、食堂などにおいてアルコール販売量を制限し節酒の強制を実施すること。厳しい刑罰が酔っ払いによる暴力に対してと同様に街頭での風紀紊乱行為に対しても科せられるべきである。

(4) 公の道徳に対し好ましくない言動や態度を生み出す酔っ払いは許さないこと。

(5) 客に対する酒の強要が歓待の方法でないことを理解させなければならぬ。

(6) 部隊においてもアルコールの配給量と販売量の制限をする。一大決意をもって節酒の強制実施を図る。酔っ払いから生ずる紀律と風紀の弛緩が生じた場合は厳しい姿勢をとる。

へ 年齢と階級が隔絶した人物を避けた部隊編成にすること。

上官に対する犯罪の要因(件数と地域 昭和十七年一月―七月)

一 暴力脅迫、傷害、侮辱	内地		関東軍	華北	華中	華南	南方地域	合計
	四	一一	七	一二	一	—	三五	
注意と懲戒に対する憤激								

支那事変において兵士の最高年齢は大体三〇歳であった。三〇歳を越した男性は前線での任務に不適当だと言われてきた。しかしながら、ほとんどの国で三四歳、三五歳の年齢の人達は血気盛んな頃であり、軍の任務に不適当ということとはあり得ない。無論年配者は気力が低下し、動作が緩慢で兵士間に亀裂を生じさせるとされる。さらに彼らの大部分に妻子があることから、彼らは自分の家庭を氣遣う。彼らが多かれ少かれ臆病だとする批判は、時としてこの事実を理解することなくなされてきたものである。日本人として、彼らは前線任務に耐えられないという議論を拒絶する。

それにもかかわらず上官に対する犯罪という見地からすると予備兵の中に反抗者の数が多いに多いこと、特に若い将校に対する反抗がみられることは憂うべきことである。予備兵は彼らが年長者であることを鼻にかける。つまり、彼らは若い将校を軽蔑しているのである。彼らは若い兵士に誤った考えを注入し、好ましくない手本を示す。また若い青年を感すようなこともしてきた。さらに職務の怠慢は古年兵の中に多い。それが結果的に若い兵士の憤激を買うことになる。これが古年兵の悪評の原因である。したがって部隊編成をなす場合、これらの要因を考慮し、古年兵の悪影響を最小限に食い止めるための対策を講じなければならない。

合計	三六	三八	二三	二四	一	四	一二六
過失に対する苛酷な制裁への憤激	二	四	二	六	一	一	一四
昇進と特典に関する不平	四	三	一	一	一	一	八
暴力による統制に対する憤激	一	四	一	一	一	一	六
酔っ払い	六	三	四	一	一	一	一四
個人的恥辱	一	一	二	一	一	一	五
侮辱	二	一	一	一	一	一	三
敵愾心	一	一	一	一	一	一	二
叱責されたことへの憤激	一	一	一	一	一	一	二
制裁への怨恨	二	一	一	一	一	一	二
任務交替への怨恨	一	一	一	一	一	一	二
訓練方法への不満	一	一	一	一	一	一	一
その他	三	七	一	一	一	四	一五
二 反抗							
飲酒と娯楽の追及	七	一	一	一	一	一	一一
反抗の露見への恐怖	二	一	一	一	一	一	二
任務復帰への怠慢	一	一	一	一	一	一	一
その他	二	一	一	一	一	一	四

酒の影響下に発生した犯罪	一七名 四七・二%	三二名 八四・二%	二一名 九一・三%	一五名 六二・五%		平均八五名 六七・五%	
酒の影響下に発生した上官に対する犯罪							